## 令和 4 年度 長野市都市内分権審議会 議事録

日時: 令和4年10月24日(月)

午後1時30分~午後3時30分

場所:長野市役所第二庁舎 10 階 講堂

## 議事

- (1) 長野市都市内分権基本方針に基づく令和 4 年度取組報告について
- (2) 令和 4 年度住民自治協議会の運営に係るアンケート調査結果について

## 議長

ご質問ご意見を頂戴したい。

## 委員

アンケート結果 7 ページだが、健康カレンダーの配布の負担大の割合が 19 パーセント、「広報ながの」の配布の負担大の割合が概ね 16 パーセント。ある程度負担を感じているようだ。いわゆる行政区ごとだと思うが、「負担がある」、あるいは「困難をかかえている」行政区はつかんでいるのか。

#### 事務局

現時点では、配布ができないという区は住民自治協議会からの報告はない。常会、隣組の機能が A 区 B 区が合併しないと存続できないという意味では、新たな「区長」のなり手、広報配達員等役員の選任が困難との意見は聞いている。特に中山間地域中心に行政区の単位が 10 世帯で一つの区というイメージなど、地区ごとに状況が異なるが、区長からは行政区を維持するためには広域化等の見直しは必要との声は聴いている。

#### 委員

配布物の負担の問題は、中山間地域に限らず、行政区によってはより困難をかかえている。民生委員・児童委員に限らず、いわゆる区長さんとか、一つは高齢化でできない、これは区では解決できない。アンケートはもちろんだがもう一度さらにどういった困難があるのか、具体的につかんでいただく必要がある。

# 事務局

なり手不足の問題は引き続き検討していく。

「広報ながの」等市の配布物、行政区からの配布物、それ以外のものなど多岐にわたる。財産所有等の問題もあり行政区の合併も地区の実情としてはなかなか難しいとの声

を聴いている。引き続き実態把握に努める。

## 委員

民生委員・児童委員の選出については本当に地区の重荷になっている。区によっては 欠員のところもある。民生委員・児童委員の Q&A ガイドブックがあるが、あくまで民 生委員・児童委員向けのもので、民生委員・児童委員の選出についての施策は触れてい ない。民生委員・児童委員は国の施策で、県から市、市から住民自治協議会へ、住民自 治協議会から区長へ依頼される。国の要件を変えなければならないが、選任者は 75 歳 未満など、要件が厳しい。女性活躍も言われているが、働く女性も多く、70 歳過ぎまで 働く人も多い。特に民生委員・児童委員については、役割がとても大変との情報が伝わ り説得に苦労している。次回3年後だが、すぐに次の選任を始めないと間に合わない。 市としても議会としても考えてほしい。

## 委員

地区で民生委員・児童委員1名選ぶことになった。アパートの方は引っ越す可能性があるので除き、70歳前後、仕事をもっていない方の対象者をあげてもらいお願いにいき引き受けてもらえた。今後見つからない場合には、欠員にせざるをえない。国の制度としてきちんと提案していかないといけないのでは。

### 委員

民生委員・児童委員の選出については、大変苦労している。女性は 60 超えても 65 歳 ぐらいまで働いている。パートではなくフルタイムで働き、シフト制なので受けられないという方は多い。男性も 65 歳超えれば、区の役員もやっていただけるかなと思い行くと、やはり 70 歳までフルタイムで働きますよとのことで、なかなか区の役員も受けてもらえない状況。民生委員・児童委員の場合は、今度公募をしようと思い、区に情報提供する。相手の状況がわからないまま人柄もわからないなか人材を探すのが難しい。資料 1 スライド 5 の人材面の説明では、主要施策「誰もが参画しやすい環境整備への支援」と活動に参画しやすい環境づくりを図るとある。また女性が活動に参画しやすい環境づくりは具体的にはどういうことをやっていくのか。資料 1 スライド 6 でデジタル化の記載があるが、デジタル化でその場へ行ってお話することをデジタル化できるのか。文書は、スマホやパソコンなどに送り、返信してもらうことはできるが、デジタル化で、区の役員や公民館の役員の活動が楽になるかが疑問。どのように取組めばできるのか、お示しいただきたい。

### 議長

民生委員・児童委員の候補者の選出について具体的に情報提供をいただいた。デジタ

ル化は案件によるのだろうと個人的には思う。「候補者お願いします。」「なってください。」という場合に、デジタルでやられたらやっぱりやりませんと。対面でお願いするということがあろうかと思う。

# 委員

民生委員・児童委員の立場から考えをお話したい。今回改選が12月に行われる中で、新しい民生委員・児童委員さんの新任率、交代した人の率だが長野市の場合は全体で58%が変わる。約880人の民生委員・児童委員がいるが、そのうちの58%が新しい民生委員・児童委員になる。男女の比率でいうと、しばらく女性の割合が40%ぐらいだったが、今回の改選で約60%と多くなっている。これだけ地域で女性が出てこられる比率が多くなっているということは、女性にもっと進めていただく必要があるのかなと。最低でも2期あるいは3期続けていただくようお願いしたい。

長野市はとても交代が多い。全国でワースト1は山梨県、ワースト2が長野県。地域の実情とか人数とか色んな事があろうかと思うが、まずは継続をお願いすれば、毎回毎回選んでいただく必要はないということになる。

県の方では、年齢上限 75 歳撤廃していただいた。現在長野市でも撤廃をお願いして おり、来期からはその方向でやっていただくよう検討していただいている。

## 事務局

民生委員・児童委員の関係色々ご意見を頂戴した。民生委員・児童委員の選任の大変 さなど担当課である福祉政策課に状況を伝え、検討していくよう情報提供する。

### 事務局

補足する。民生委員・児童委員については国の制度だか、女性の社会進出ということもあり、働き方、女性の働き方、高齢者の働き方が変化しているので、どうしたら民生委員・児童委員の皆さんの活動がしやすくなるのかを踏まえて担当課と協議してまいりたい。

#### 議長

引き続き研究をお願いしたい。先ほど欠員の話があったが、今欠員はでているのか。 もしでているとすれば、それはどういうペナルティがあるのか。抽象的に言うと関係法 令の縛りの度合い、密度というか。たとえば欠員が出ると地方交付税が減らされるとか いうことがあるのかどうか。

### 福祉政策課

欠員の状況については、令和 4 年度の選出状況現時点では、97.4%充足、2.6%の欠

員。基本的には、「地域福祉の推進のためになんとかご協力お願いします。」とお声がけいただき、欠員のない状態にしていただきたい。法律の関係は担当がおりませんので、調査する。

# 委員

私の地区は4人のところ3人しかいない。1人の担当地域はベテランの民生委員・児童委員の方が分けて担当しているようだ。1人見つからないのであれば、担当を分けていくことになるだろう。

## 議長

やむにやまれぬ状況でその答えを出している。地区の皆さんも色んな対応方法を考えている。同時に事務局が長野市単独でどうにかしてくれというのは法令の関係でなかなか難しいところがあると思うが、例えば市長会とか、中核市市長会とか長野市だけが悩みを抱えているわけではなくて、どこの市でも同じような悩みを抱えていると考えるので、全国的な市長会や中核市市長会またそれに準じた組織もあるので、そこで議題にあげてもらうような事を検討していただけないかということは一つ考えられる。同じように市議会議長会で、この問題「うちの市は困っているんだ」となんとか今はもう再考する時期ではないか?とそれぐらいのお話はしていただけると、関係法令の改正に向けてなにか兆しがみえてくるという期待ができるのでは。

#### 事務局

基本方針の23ページ「ア」に必須事務の負担感との記述がある。民生委員・児童委員の記述は最後の段落にある。国の制度で、厚生労働大臣からの委嘱で、制度そのものの改変は、難しいと考えられるが、人選方法等については研究していく必要があると記載している。自治体の方から声を上げていかなければならないが実態がなかなかうまく伝わらないというところもあるので、担当課とも考えていきたい。

## 委員

民生委員・児童委員については、厚生労働省からの件なので地域の皆さんの協力が少なければ、役所が苦労するのかなと思う。特に福祉の関係は非常に大変だと認識している。中核市市長会へ提案だが、実は中核市議長会というものがあり国への陳情もしている。全国市議会議長会と調整をして、「これは全国的な課題だよねと」中核市の関係と分けながら国に陳情している。そういう方法もあるが、民生委員・児童委員の選任が大変なのはどこの地区も同じだと思う。やはり担っている仕事が多い。子供の安心見守りもそうだが、地域に住む皆さんが、助け合っていく、支えあっていくやはり協力していただける社会風土を作っていかなければならない。その見返りというわけではないが例

えば地域通貨も一つの方法。商工会と協力してポイント制度にして、子供のことやお年 寄りのことをお手伝いすれば、介護を利用するときに使えるなど支えあえるシステムを 作ったらどうか。それを整理するのはとても大変。その意味では AI や DX 化を進めて いかなければならない。知恵を出し合いながら市民全体で支えあうような風潮をつくる ことで民生委員・児童委員協議会の負担も減るだろうしいい流れがつくれるのではない か。

## 委員

みんなで支えあうという言葉があったが、高度経済成長期からだいぶ社会が変わってきている。税金だけで地域自治・福祉はまかなえないわけだから地域の人づくりが必要。 社会教育を考えて地域住民が学ぶ機会があってもいいと思う。公民館で地域福祉・自分たちの生活など社会教育のあり方を考え直し、できることに参加していく、考えていくことが必要。一定期間公民館で地域のことを学ぶ、これからなにができるのか考える。 お互い役割分担をしながらどんなことができるのか考えていくことが必要。

## 議長

ありがとうございました。今ご提案のありました社会教育、DXの活用方法をご教示いただき、制度面、どれが一番効果的かを検討した上で、実施に着手できるような検討をお願いしたい。民生委員・児童委員候補者の推薦について緊密なご意見をいただいた。

#### 委員

民生委員・児童委員や地区の役員の引き受け手がないというところだが、みなさんの中に大変であって、ほぼボランティア活動であるということ。やはり今仕事をしないと生きていけない人がたくさんいると思うが、ボランティア精神をもった人も少なくなってきている。地域のことがしたくても仕事を優先しなければならない人もかなり多い。どういった仕事があって、この程度の仕事なら自分の仕事ができるのか、仕事をもっている人はできないとか、そういったところの情報も必要だと思う。地区の役も減らせるものは減らしていく。仕事をしながらでも受けられる形にしていかないとやはり引き受け手はないままではないか。一番の基本のところ、もっと引き受け手がでるような、「私やりますよ」と言えるようなものにしていかないと。

## 議長

民生委員・児童委員に限らず、役を引き受けてもらうにはどうするか。それについて 事前にわかれば違うんじゃないかというご意見。ボランティアをやりたいという人は学 生に限ってなのかもしれませんが、決して少なくないと思う。ただ、今使った言葉「役」 というような様相をまとうと何かボランティアと違うものだというような受け止め方 をしているのではないかという気がする。そこらへんは難しい。

## 委員

住民自治協議会は事務局職員を雇用しているが、労務管理を誰がするのか。会長、三 役がいるが事務局に常にいるわけではない。

## 事務局

法人格はもっていないが職員を雇用しているので労働基準法の範疇で雇用主は住民 自治協議会長になる。住民自治協議会長の出勤状況は様々だが、実態は住民自治協議会 事務局長に委任されているのか、事務局長から様子を聞いて労務管理しているのかそこ は地区ごとのルールになっている。法的には給料支払者が雇用主になる。

## 委員

アンケート 36 ページ事務局長勤務体制について週 5 日×4 時間と週 4 日×7 時間勤務でそれぞれ 4 地区が回答した。住民自治協議会の勤務体制は 32 地区全部違っているのに、交付金としての費用だと事業をするにはサービス残業せざるを得ない。足りているところ、足りていないところがあるのは事実。査定をちゃんとした上で地域いきいき運営交付金を交付してほしい。市としても実態の把握をきっちりしていただいて、早急に反映していただきたい。

#### 事務局

事務局長と事務局職員の人件費については、この制度ができてからほぼ変わっていない状況。事務局長はこの制度を作ったときには、1日勤務は想定されていなかった。どんな仕事をしていただく方が必要かを踏まえて、事務局職員は必要であり、事務局長の勤務は半日程度でこれくらいだろうと。当初は、事務局長の経費については、地域いきいき運営交付金に入っていなかった。事務局長の経費は金額の上限を定め、実績に応じてお支払いするという形をとっていた。地域いきいき運営交付金に含めたというのは、まずは補助金としての事務が煩雑であり、事務局長以外に事務局次長の役職を雇用したいという話もあるなか、事務局長の経費が上限に達していないものについては、その分を事務局次長の経費にあてることができるようにするなど、その都度その都度見直しを図るなか、いきいき交付金に含めることで、今の形に落ち着いている。2年前に事務局長人件費は金額の上乗せをした。地域を回っていく中では、やはり事務局職員、事務局長の仕事の量が増えているという話を聞いている。見合った賃金をお支払いするにはどうするのかということで、今後財政当局と出来れば上げる方向で進めていきたい。

## 議長

担当課の一存では決められないということ。あげていくことは難しいと。前向きに検 討すると受け取った。

## 委員

資料1スライド16に4月に新規採用職員への研修を行ったということだが、市職員の中にも、「住民自治協議会」自分の住んでいる地区の住民自治協議会が何をしているのかわからないといったようなことをよく聞く。新規採用職員以外の職員にどのような研修をしているのか。

もう一点。もともとは「都市内分権」は補完性の原理に基づいて構成されていると思う。鬼無里地区在住だが、圧倒的にマンパワーが不足している。以前は草刈りや、雪かきとか共助で成り立っていたことが、本当にできなくなっている。このことを踏まえて、補完性の原理のあり方について市の考えをお示しいただきたい。

## 事務局

研修については、新規採用職員に住民自治協議会の基礎的な部分を行った。それ以外の職員については、今後情報共有、アンケートを含めて周知する。集合研修以外にも研修の仕方があるので、職員研修所とも検討をしたい。

「自助」「共助」「公助」その割合の部分が、実際問題として今の共助の部分がいっぱいいっぱいだということであれば、本当に最後は公助しかないと当然考えている。出来る限りのところは地域でやり方、方策を考えていただきたい。例えば、役員の数を5から3にできないか、もしくは区の合併ができないかという形で、共助で考えていただく中で、最後は公助ということも十分考えられる。

### 委員

例えばの話。毎年草刈りを実施している地域、地図を添えて1人1時間1000円ということで補助金を出してる。毎年毎年地図をみていくと、その範囲が狭くなっている。そうすると集落と集落の間をつなぐ生活道路の草刈りができなくなる。草刈りができなくなると地域から行政の方にお願いをした場合は、検討していただく余地はあるということか。

### 事務局

細かい事例については、市道であれば維持課であったり、県道であれば建設事務所であったり道路の維持管理を担当する所管担当でどこまでやれるかということになるが、 個別案件のご相談はお伝えできる。

## 議長

市に直接というのは適切に応えていただきたい。それとは別に、住民自治協議会にはかるということはされていないのか。

# 委員

住民自治協議会職員をしているが、やはり地域に圧倒的に人がいない。この状態で1人ひとりの負担が年々増えている。残っている人だけで地域を支えていくのは限界にきている。そんな中で地域おこし協力隊の導入をしたり、また市の方には集落支援員をなんとか導入していただけないかと要望をしている。

## 委員

住民自治協議会の担い手が不足しているということが各地域のテーマでないか。そこで、都市内分権の基本方針 10 ページ「市職員の意識改革」地域活動への積極的な参加を促していくと掲げている。私も参加という言葉はとても大事だと思う。もうやがてあと数年で、市の職員も一緒になってこの都市内分権、住民自治協議会を含めやっていかないとならない時代がすぐにくる。そこで、現在市の方々が各 32 住民自治協議会の中で役員として参加されている方が何人ぐらい、市全体で何パーセント。現在どれくらいの方が参加しているか。

#### 事務局

公民館の活動等に実際に市の職員が参加していることは事実だが、人数の把握をしていないのが実情。基本方針に記載があるように、市職員の意識付けは非常に大切と考えるので、研修を通じて地域活動への参加、住民自治協議会の活動はこういうものを担っているということは常に研修等で職員に伝えて、地域への意識をもっていくよう努めていきたい。

#### 委員

参加していただくよう今後も力を入れていくようお願いしたい。

## 委員

地域で受け手がいないことがひろがっていることを痛感している。アンケート 38 ページ地域福祉ワーカーの記載があるが、地域福祉の課題というのは、市の福祉の課題もそうだが、重層的になっていて複雑化していると感じる中で、福祉ワーカーの役割も大変重いものがあると思う。それに対して市の基本方針の取組報告のスライド 11 地域福祉ワーカーの雇用については今後の方向性についてというのは、どのような方向性について検討していくのか。

## 福祉政策課

地域福祉ワーカーについては、市の社会福祉協議会が地域福祉ワーカーを雇用することを含めて、地域福祉の推進に向けて最もなにがいいのか、適切な方法を住民自治協議会の意向を踏まえることでアンケート調査をし、それを踏まえて検討していきたい。

## 委員

社会福祉協議会でしっかりした人を雇用することも方向性に加えながら、地域の実情を聞きながら、今後検討していくということか。

# 福祉政策課

その通り。

## 委員

やはり素人がやるというのは重い役目。社会福祉協議会で知識をもった人、バックボーンがある中でやっていただくというのが地域にとっても心強いと思う。

## 委員

古牧地区在住だが、地元の住民自治協議会からは仕事が重くて大変だと、なり手がいないと言われている。みらいトークでも業務を減らせないかというような話が課題としてあがっている。住民自治協議会のシステムができる前は、各地区で自主的に集まってボランティア的なところから始まった自主組織。今の業務は市民サービスで公務的なものを請け負ってやっている。これは仕方ないことで、市の職員 2900 人いるなかで、人口割でいえば、市職員 1 人あたり 120 人の市民を預かる訳で、そこを市の職員だけで市サービスを提供するのは難しいので、地域のボランティアさんや自治で補完していくということだと思う。なり手が少ないというのは、中山間地域と市街地で状況が違う。今後配りものとかデジタル化するとか、なるべく業務を減らしていかなければならない。その中で、区長さんのステータスを上げて、きちんとものを言える立場にしないと回らなくなるのかと思う。

#### 委員

30 代前半のころに地区の役員を副区長をやっていた。20~30 代にかけて、地域の役員をやっていた。全国的にも同じ世代で自治会の役員をやっている人間はいないと思うが、その当時感じたことは若い人の参加は難しくて、女性の参加も難しいということ。基本方針の11ページに検証の記載があるが都市内分権審議会の中で年に1度検証すると。どのように取組をし、フィードバックするなかで年1度の検証ができるのか。検証

方法のあり方についての考えてほしい。

## 事務局

基本方針の11ページで検証していくと決め、初めて取組報告をさせていただく訳だが、一つは、「現状として今こういう状況であるというところ」と、「そこをどうしていかなければいけないか」を考えいくその二つをやっていかなければならない。女性の参画についても住民自治協議会への役員の就任率は住民自治協議会設立当時からほとんど変わっていないパーセンテージ。例えば女性の参画でいうと、女性の活躍推進セミナーを例年開催し参加を促していく。講習会では仲間と一緒だといいが、一人では参加しづらいと言ったご意見をいただくので、ただ開催するだけではなく、参加のしやすい方法を考える。パーセントが上がらないということはどうしたらいいのかという次のステップになる。そういったことで検証を毎年毎年課題が出てくると思うのでそれに対して考えていきたい。

## 委員

今回この女性の参画というところを一例としてあげてさせてもらったが、結局何年も変わっていないということになると、改善策として足りているかというと、たぶん足りていない。一つのテーマごとに、時間はかかると思うが、丁寧に検証し、進捗に関して成果として数字など、指標がいくつかあると思うのでそのあたりを引き続き検証することをお願いしたい。女性の参画の点でいえば、受け入れる側の例えば住民自治協議会組織側としての男性にも理解が必要かなと。全体として意識を変えていくような取組とか、ここは女性に頼んだ方がいいかなとか知恵を絞れるようなアイデアがでてくるように女性だけで意識をもつというのは難しい。いろいろの理解があっての、成り立ちだと思うので、そこも丁寧に指標としての要素を、数字として示してほしい。

## 議長

今回アンケートでいえば、「負担感」。令和元年実施のアンケートと今回実施のアンケートをどういう風に整理するのか。一つの指標として示している。ただ今の委員のご発言を伺うと心配なのが、協議会のやることは行政の施策の対象なんだという風に理解されているのが心配。先ほどボランティアという話があったが、少なくとも建前上は、長野市が住民自治協議会の運営について手を突っ込んでああしろこうしろという関係にはないと思うので、指標を設けた場合、そのことによって長野市が手を突っ込むような風に流れてしまうのは、ちょっと心配。事務局で検討させていただきたい。

積極的なご発言ご意見をいただいた。